

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：春日の棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

春日の棚田

範囲については、別添1のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

- ・令和6年度まで耕作放棄地を発生させず、現状を維持する。
- ・来訪者が訪れる棚田展望スポット（丸尾山）及び農道（展望スポットまでの道路）の草刈り作業を地域住民やボランティア等と協力して年2回実施する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・春日集落案内所などで、春日の棚田米や棚田米を原料とした加工品を販売し、令和6年度までに延べ売上高1,000千円（年間200千円目標）を達成する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・春日の棚田の良さを広く知ってもらうため、春日集落案内所を拠点に、マスメディアやSNSなどを活用した情報発信を通して、都市住民と地元住民の語りを中心とした交流を推進し、平成29年度に年間1,568人だった来訪者を、令和6年度までに延べ25,000人（年間5,000人目標）確保する。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減
 - ・中山間地域等直接支払交付金を活用し将来的にも農業生産活動が継続できる体制を整えることで、耕作放棄の防止を図っていく。
- ・良好な景観の形成
- ・来訪者が多く訪れる棚田展望スポットなどの草刈り作業を年2回行う。

- ② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
 - ・棚田米の販売促進
 - ・棚田米の直売や加工品販売を促進し、春日の棚田の PR を図るとともに、地元活動団体の活動資金を得る仕組みをつくる。

- ③ 棚田を核とした棚田地域の振興
 - ・自然環境の保全・活用
 - ・春日集落案内所を拠点に都市住民などとの交流活動を促進し、関係人口の創出と拡大を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

春日の棚田振興協議会は、平戸市、春日町まちづくり協議会安満の里春日講、中山間春日小春日集落協定、地域住民で構成
参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項